

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
187	第1部 4	4	第1部1 p4 「我が国周辺の海域は・・・、さらに之等の水産資源の回復措置に加え、海鳥、海亀等の混獲防止に努めることも海洋生態系保全のために重要である。」とある記述は、「海鳥、海亀等の混獲防止に努めることが、資源の基盤を形成する海洋生態系保全のために重要である。」と考える可きである。	海洋生態系保全のためには、混獲防止のみならず、水産資源の回復措置が必要と考えています。
188	第1部 5	12	第1部5 p12 「また海域の管理に際しては、・・・。特に、沿岸海域は、・・・、より実効性の高い管理のあり方について検討する必要がある。」とあるが、単に「検討」で済むものではなく、「・・・、より海洋環境保全に実効性の高い管理を実施する必要がある。」でなくてはならない。	ご意見は、第2回参与会議時の資料をご覧になっているものと思われます。第1部5において「…より実効性の高い管理のあり方について検討を行いその内容を明確にした上で、適切な措置を講じる必要がある。」と記述しています。
189	第1部 6	13	第1部6 p13 「多くの水産資源が・・・。このため、我が国はマグロ類資源を始めとする主要水産資源について設立された多国間の地域漁業管理機関を通じ、水産資源の持続可能な利用の実現について先導的役割を担うとともに、鯨類、マグロ類等の合理的利用を否定する動きについては、水産資源の持続可能な利用という基本的な考え方について国際社会の幅広い理解と支持を得るように努めることが重要である。また、必要に応じ、国際的な水産資源管理の枠組みを設立し、水産資源の持続可能な利用を推進する必要がある。・・・」と記述しているが、『鯨類、マグロ類等の合理的利用を否定する動きについては、・・・』と言うような独善的・挑発的文言を一国の基本計画に記載する必要は毛頭無く、「鯨類、マグロ類等の合理的利用を否定する動きについては、・・・得るように努めることが重要である。」との文節全体を削除し、「・・・。このため、我が国はマグロ類資源を始めとする主要水産資源について設立された多国間の地域漁業管理機関を通じ、水産資源の持続可能な利用の実現について先導的役割を担うとともに、必要に応じ、国際的な水産資源管理の枠組みを設立し、水産資源の持続可能な利用を推進する必要がある。・・・」とすれば十分である。	当該部分は、我が国の基本方針に沿い、記述しています。
190	第2部 2		(1) 生物多様性の確保等のための取組 此処に記述の内容では不十分であり、浅海域の生物多様性の喪失が予見される『浅海域の埋立や改変等の開発を抑制する』施策を明文化する必要がある。	海洋基本法第2条において、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全の調和」を図ることが求められていることを受けて、第1部の「海洋に関する施策についての基本的な方針」の柱の一つとして、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全の調和」を図ることを記述しています。これを踏まえ「浅海域の埋立や改変等の開発」の是非についても適切に判断すべきものと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
191	第2部 2		(3) (継続的な調査・研究) 環境保全の為に必要な『海洋情報の定常的・恒久的観測(モニタリング)体制の確立・確保』を明記する必要がある。(現在、各機関で予算配分優先度を下げられ危機に瀕して居る実態に鑑み)	ご指摘の点については、第2部2(3)において記述しています。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。
192	第2部 9		①第三次生物多様性国家戦略と整合した、保護区設定の推進等、より具体的な施策を明示する必要がある。 ②沿岸域(沿岸海域)の利用に対しては予防原則に則って計画段階からの環境影響評価実施を義務付ける方向付けが不可欠であり、その環境影響評価の中では、 * 必ず、評価・判断には合理的データと論拠を明示する * 必ず、『実施見合せ』を含む複数代替案を提示する * 必ず、開発時のモニタリングと其の内容に対応した『中止』を含む対応を義務付ける と言った内容が含まれねばならない。	海洋保護区の設定に関しては、第2部2(1)で記述しています。また、沿岸域を含む海洋の利用を考える際には、総論(2)にあるように、「海洋という「場」を管理する立場でその利用のあり方をいかにするべきかという視点」を持つ必要があると考えています。また、予防原則に関しては、第2部2の第二段落で「…海洋環境が一度損なわれてしまうとその再生・回復が困難となることから、悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて予防的な対策を講じるとともに、…」と記述しています。ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。
193	第1部 3、第 2部3		「海洋を知る」という観点では、海洋に関する基盤的・基礎的情報の整備が重要であり、それらの情報の十分な理解と活用により、海洋の利用・開発や保全が行われるものと考えている。海洋における諸現象の理解には海水だけでなく、それに接する大気や海底、さらに海底下の現象やそれらの相互作用の把握が重要である。そのため、それぞれにおける基盤的で科学的な情報が整備される必要がある。また、今後も進行することが危惧される地球温暖化に関連して変化する諸現象の基礎的な情報に関しては、適切なモニタリングを計画的に実施することが必要である。 領海・排他的経済水域・大陸棚などの国として管理すべき海域については、いわゆる秩序や法的な管理にとどまらず、科学的情報も含む海洋に関する基盤的な情報を整備しておくことがきわめて重要であると考え。 このような観点を「第1部3科学的知見の充実」に明示するとともに、「第2部3排他的経済水域等の開発等の推進(1)排他的経済水域等における開発等の円滑な推進」において、我が国の排他的経済水域等の管轄する海域については、海域を管轄する国の責務として、海洋に関する基盤的な情報については調査を実施し、それらの調査等により得られた情報を適切に管理提供することの重要性を記述いただきたい。	海洋調査及び海洋情報の管理提供については、第1部3の9ページ上から3行目に始まる文から当該段落の末尾、また、同9ページ上から19行目に始まる段落及びその次の段落に記述しています。また、第2部3(1)においては、「我が国の排他的経済水域等における開発等の円滑な推進を図るため、各種の調査、技術開発等を充実するとともに、これらの調査等により得られた情報を適切に管理・提供する。」と記述しています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
194	第2部 5、第 2部9		<p>沿岸域は海域の中では、人間活動が最も活発であり、利用も多岐にわたっている。沿岸域の管理に関係する地形情報等の整備は進んでいるが、海底地質の情報の整備は浅海域に適した地質調査手法が確立されていないことから遅れている。昨年（平成19年）の3月25日の能登半島地震・7月16日の中越沖地震はこのような地質情報の整備の遅れている沿岸域を震源として生じた地震である。浅海域の底質・地質・地質構造は、今後の海域の利用や沿岸域の防災において重要な基本データとして整備が急務であり、今後推進すべき課題であることが、昨年後半には広く認識された。「第2部 5海洋の安全確保（2）海洋由来の自然災害への対策」において、今後の5年間は積極的に取り組むべき課題として、是非書き込んでいただきたい。</p> <p>また、沿岸域の調査実施には沿岸利用者との調整等の沿岸域の管理にかかわる事項も重要で、「第2部 9沿岸域の総合管理（2）沿岸域における利用調整：p. 35」に書かれている利用調整ルールの中に、海域調査の実施も含めて確立することをお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の通り、我が国の周辺ではプレート間境界や海底活断層で発生する地震も多いことから、国民の安全を守るために、海底における地質・地殻構造等の調査は重要と認識しております。このため、第2部5（2）において「海底・地殻内等における高精度の調査観測・研究・・・等を推進する」と記述しています。また、利用調整ルールに関しては、特に問題の顕在化が指摘され、類似ケースの参考となる海洋レジャーを取り上げて記述しています。</p>
195			<p>ここ10年来、海洋深層水の利用が各地において行われている。資源に関しては、水産資源と海底エネルギー・鉱物資源が詳述されているが、今後の利用等について記述があるものかと考えていた海洋深層水については、全く触れられていない。議論された結果として、記述されていないかを確認いただきたい。</p> <p>海底砂利資源については、瀬戸内海等では環境との不調和が問題となり、採取が中止されたところであるが、インフラストラクチャーを支える基盤素材であること、重くかさばる骨材の特徴や昨今の海外における経済成長や輸出に関する考え方の変化を鑑みれば、日本周辺海域の資源ポテンシャルを常に把握しておくことが必要である。「第2部 1 海洋資源の開発及び利用の推進」において、大陸棚・浅海域の海底砂利資源についても、開発可能な資源の賦存についての基礎的な調査の必要を記述していただきたい。</p>	<p>海洋に存在する様々な資源はいずれも重要なものと考えております。その上で、海洋基本計画においては、様々な資源を個別具体的に列挙するのではなく、計画期間中に、緊急に対応が必要な資源についてその方向性、具体的施策について列挙しているものです。</p>
196	第2部 6		<p>海洋に関する情報の公開・利用は極めて重要であり、「第2部 6海洋調査の推進（3）海洋に関する情報の一元的管理・提供」での現状の認識も同感するところが多い。海洋科学における研究や情報の利用において、様々な機関により収集されたデータは極めて貴重である。情報の利用者や研究の現場がまず必要とする情報は、「どのような種類のデータが、どの時期に、どの海域で、どのように取得され、どの機関に問い合わせすればデータの取得ができるか」という、いわゆるメタデータである。これを一元管理する方向は推進されるべきである。一方、それぞれの機関で取得された情報は極めて多様でかつその量も多い。これらのすべてを一ヶ所で整理・保管・公開するのは必ずしも現実的でない。個別情報については、それらを取得した機関が一般にも利用しやすい形態で整理し、公開する方が効率的である。海洋に関する情報の整備・提供について、まずはメタデータの整備・一元的管理と調査実施機関による個別的な情報の整備・公開を推進いただきたい。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨は、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
197			人材はいかなる課題の実施や推進においても不可欠なものであり、今後の海洋の施策の実施において極めて重要である。海洋基本計画の中で、様々な項目において記述されている。国民に対する海洋への関心の喚起や教育における問題、海洋輸送や海洋産業への人材供給、海洋関連技術開発への人材育成等について、各章に分散しているものをまとめた記述があるべきかと考える。それぞれの項目では十分な配慮された記述であるので、是非、「第2部12海洋に関する国民の理解の増進と人材育成」を強化していただきたい。	ご指摘のとおり、第2部12における人材の育成に係る記述については共通基盤的な内容に特化して記述しており、個別具体的な分野における人材育成確保については、海洋基本法の各分野における条文の要請に基づき、各分野に係る項目において記述を行っている構成としています。 なお、人材の育成に係る各章における記述につき改めて12章で記述するのも重複感もあることから、原案の構成のままいたしますが、読者に対して該当箇所をわかりやすく示す観点から、目次についてより詳細な形とすることといたします。
198			海洋基本計画に関して、実習船の充実についてコメントいたします。 水産系高等学校において、他の実習施設に比較して実習船の充実は十分はかられています。 本研究室では、平成18年に生徒の満足度を調査したところ、実習船で実習を行う、航海系学科は大変満足度が高いもののその他の学科は見劣りします。最も大切なのはバランスのとれた海洋の教育です。500トンクラスの実習船がはなして1件1隻必要なのでしょうか？ぜひ、前回提案しました総合的な海洋教育を実施するための教育基盤を充実させることが急務と考えます。	水産系高等学校の実習船につきましては、老朽化等の状況を踏まえ、適時適切に整備を図っていき、将来にわたり実習船を用いた教育の実践を行うことができるよう必要な整備を行うことが必要であり、この旨明確化したところで また、実習船のみならず、その他各種必要な施設設備につきましても、必要な整備を行なわれることが必要であると考えておりますが、これらの施設設備の整備につき「実習船等」として記述しています。
199	第2部 8		海洋産業の定義が基本法にて、「海洋の開発、利用、保全等を担う産業」とされているのだが、第2部8の海洋産業の振興～の内容に、「保全等を担う産業」の事例が乏しい。(2)の新たな海洋産業の創出には何かしらの列挙が必要なのではないだろうか。	海洋新産業の創出については、今後様々な事例があり得ることから、産業の例示等読者に予断を与えかねない記述は避けていることをご理解願います。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
200	第2部 12		海洋環境の保全を理念とし、2部の2の保全のための取組内容や9の沿岸域総合管理内容までにつながりが見える。しかし、12の人材育成においてこの施策遂行に必となろう「自然科学」系の人材開発について表記が薄い。(3)は包括的な表現とせざるをえないだろうが、(2)に水産・現場実習の具体的なものに加えて「自然科学」に触れられないか。	自然科学系の人材育成については、第2部7研究者、技術者及び研究支援者の育成・確保において記述しています。一方、第2部12においては、共通基盤的な内容とする構成としておりますが、特に子どもに対する自然科学系の人材育成については、学校教育における「理科」、自然体験活動や自然系博物館の場での取組が重要な要素となると考えられるため、これらについて原案に盛り込んでいるところです。
201			総合海洋政策本部発足以来、インターネット情報でその活動の動向を見てまいりました。 将来の国際情勢を踏まえた国家存立の方向性を示す国家戦略がない日本においては、その細部としての海洋戦略が確立しておらず、海洋についての国家統治方針がない、つまり施策についての評価尺度がないままに、今回の海洋基本計画（原案）を策定されたことには多大のご苦勞があったものと考えます。 恐らくこのような背景から、計画に精神が通らない結果となり、関係省庁の懸案・施策が加算的に集成されてしまった感を覚えました。しかしながら、第一歩としての海洋基本計画が策定されることは、今後の海洋戦略を思考するための契機となり、その意義は大きいと考えます。 さらに今後は、その原案を国民へ開示し、批判を含む意見を得ようとする事務局の勇氣ある前向きな姿勢にうれしく思う国民の一人であります。	(感想、その他)
202	総論		すでに述べましたが「国家戦略に基づく海洋戦略があって、海洋施策が導き出される」ことを重視し、当面の計画が暫定案であるという認識のもと、「今後はこのような思考過程を通じ当計画の見直しを進める。」という趣旨を、「総論」の最後に記述することが望ましい。	計画の見直しに関しましては、海洋基本法に規定されております。
203			当原案第2部12項を中心に「国民の理解と人材育成」が述べられているが、国民合意の基盤となる文化創造は施策推進の基盤であり、第1部及び第2部へ項目立てして述べる必要がある。	新たな海洋立国を実現するためには、国民一人一人が海洋に関し深い理解と関心を持ち、海洋立国の構成員として主体的に参加していく社会を構築していくことが必要です。そして、このような社会を構築することが、新たな海洋文化の創造にもつながるものと考えます。
204			海洋調査等の情報管理は国益、特に軍事的視点を加味して行われるべきであり、「適切な情報公開・保全」の概念が示されるべきと考えます。	頂いたご意見の趣旨は、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
205			国際間の問題解決については、各所において「ルールに則り…解決する」調の姿勢が目立つ。この計画が公表されることを考えると、国際関係はリアリズムで対応すべき問題であるので、要する場合は実力を使用する含みがある表現が望ましい。このほうが将来の日本の国益に適うと考える。	国際間の問題は、国際ルールに則し解決を目指すべきものと考えています。
206			千変万化の海上で活動する者には自己管理の意識が大事である。日本は農耕文化に由来する管理社会の他律指向型である。海洋人を造るには自律指向型とする要がある。このようなニュアンスを要所に記述する。	ご意見の趣旨については、今後の施策推進の参考にさせていただきます。
207			海上輸送路の安全化は我が国にとって死活的に重要である。海上テロ、海賊等への対処について警察力のみならず、要すれば軍事力を行使するという表現とする。毅然とした姿勢は海洋依存型のわが国の国益に合致すると考える。	第1部2において、海賊対策、テロ対策について、国際的な連携・協力の促進に積極的に取り組む必要があるとした上で、国際法に則し、公海上でこれらの行為を抑制し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講ずるため新たに取り組むこととしております。
208			沿岸、離島の総合管理については、「海」に主眼が置かれすぎている。森林・農地・村落・都市に関わる陸域と海域の両面にわたるバランスのとれた施策が必要であることが強調されて久しくなる。豊かな国土と豊かな海の実現に向け、陸域施策と調整された内容が盛り込まれるべきである。	海洋基本計画であるため、海からの視点が重要と考えています。そのため、「海」に主眼を置いた記述となっています。
209			沿岸・離島の保全は、将来の観光資源として重要である。人造構築物だけではなく、その風土のなかでの自然と人々の生活そのものが、観光資源となっていることは現在の観光実態から言えることである。また脱工業化した先進国が文化大国、観光大国への道を辿っており、わが国もこうした流れの中に存在することは間違いなく、将来の日本は、技術、文化及び観光立国になると考える。「観光資源としての沿岸、離島の保全」の主張はもっと高くして良いと考える。	ご指摘の内容については、第2部8(2)において「また、豊富な魚介類の提供、優れた海岸景観の保護・開発、漁業活動の体験、海洋レジャーの推進等沿岸地域における海洋資源をいかした地域活性化の取組を推進する。」と記述しているほか、第2部9(1)オ、第2部10(2)においても記述しています。
210	第2部 11	37	43ページの本文中、37ページ下から11～12行目の約1行にのみ、「農業」が記述されている。その目的は何だろうかと考えた。	農業は、離島の重要な産業の一つであると認識しており、海洋の開発、利用、保全等に関して重要な役割を担っている離島の振興施策の一つとして記述しています。
211	総論		総論 (2) 我が国の海洋政策推進体制、(3) 本計画における政策目標及び計画期間 意見内容： 海洋政策の推進として、産・学・官による相互連携・協力とあります。しかし、実際に海洋を利用している国民との連携・協力は必要不可欠です。産・学・官・民、として海洋政策を推進し、それぞれの視点からの態勢を構築して下さい。	ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
212	総論		<p>総論（３）本計画における政策目標及び計画期間 目標３ 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献 意見内容： 国民が海洋を利用する多くの場合、余暇時間を過ごしたり、レジャー・スポーツ活動の場として海洋を利用しています。安全・安心に国民が海洋を利用することも目標に入れて下さい。</p>	<p>ご指摘の点は、海洋利用の利便性の向上と合わせた安全対策に関することと考えますが、目標3はあくまでも、海洋における様々な脅威から国民生活を守るとの観点からの目標設定であることをご理解願います。</p>
213	第2部 2		<p>第2部 2 海洋環境の保全等 意見内容： 次世代に引き継ぐ海岸環境は、出来る限り人工物のない自然のままの海岸であるべきです。「海洋環境の状況を的確に把握し、その結果に応じて海洋の管理や利用方法の柔軟な見直しを行っていくことが重要である。」とあるので、公共事業のやり直し工事や防波ブロックの撤去・防波堤の撤去、河川・河口に溜まった土砂のサンドバイパス工法、防砂林・防風林・海浜植物群の育成など様々な方法があります。従来で作るだけの公共事業ではなく、本来自然の持つ防災・環境保全といった能力を最大限活用する公共事業に変えていくべきです。</p>	<p>ご意見については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
214	第2部 9		<p>第2部 9 沿岸域の総合的管理 (1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理 ア 総合的な土砂管理の取組の推進 意見内容： サンドバイパス等を含めた、山地から海岸までを一貫した総合的な土砂管理を是非進めて下さい。私の住む茅ヶ崎海岸では、人口構造物の投入ではなく、砂浜を動くものとして養浜のみの侵食対策を行っています。この事業は、行政が地元住民や漁業者、海岸利用者などと話し合い、合意形成のもとに行なわれています。今まで、形の残りにくい砂に予算をつけることは難しかったかもしれませんが、この茅ヶ崎海岸の養浜事業が、先進的な事例となることでしょう。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考にさせていただきます。</p>
215	第2部 9		<p>第2部 9 沿岸域の総合的管理 (1) 陸域と一体的に行う沿岸域管理 オ 自然に優しく利用しやすい海岸づくり 意見内容： 海岸の保全として、自然公園を作ることに反対です。海岸を含む優れた自然風景地は、そのままの姿で管理されるべきです。自然公園という言葉ではなく、「自然のままの状態を維持した管理区域」とするべきです。</p>	<p>ここでは、自然公園法にいう「自然公園」を念頭においています。自然公園とは、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいい、例えば、国立公園は、我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で環境大臣が指定したものをいいます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
216	第2部 9		<p>第2部 9 沿岸域の総合的管理 (3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築</p> <p>意見内容： 「日常的な活動等を通じて有用な情報や知見を有する主体」として、NPOや市民団体などがあります。大いに参加させ、情報を共有し連携を図っていただきたいです。また、沿岸域に関する各種の情報を蓄積する方法として、上記のNPOや市民団体などを活用して下さい。 私は、サーファーであり常日頃海と接しているため、海岸の自然情報を収集する機会に恵まれています。また、そういった情報にとっても関心があるので、情報の蓄積にぜひ協力させていただきたいです。</p>	(感想、その他)
217	第2部 12		<p>第2部 12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 (1) 海洋への感心を高める措置</p> <p>意見内容： 地域それぞれが有する潜在的な海洋資源を活かした地域振興のための取組として、サーフポイントの整備があります。サーファーの多くは、海岸に季節を問わず通い、その海岸地域で食事をし、宿泊をします。お金を落としていくことで、少なからず地域振興に役立っているでしょう。しかし、海岸侵食や人工構造物の投入によりサーフポイントが消滅している海岸があります。地域振興の取組の一つとして、サーフポイントの整備と遠方からサーフポイントに通うサーフツーリズムを推進して下さい。</p>	海洋に関するレクリエーションの普及は、海洋基本法に明示されており重要な課題です。このため、(1)においてその推進を図ることを位置づけるとともに、第2部8において、海洋レジャーの推進等による地域の活性化の取組を推進することとしております。
218			<p>本海洋基本計画(原案)は、外来生物に関する記述が非常に希薄である。バラスト水条約に対する検討、計画に関する記述は見受けられるが、既に進入してしまった、外来生物に関する対策は、考えられていない。</p> <p>アメリカでは、ゼブラマッセルが放電施設に与える被害に対して、毎年50億\$を費やして防除事業を行っている。同様の被害が国内でも発生し始めている。ムラサキイガイは、船底や港湾施設、取水施設や発電所、水産培養施設、定置網などに固着し、様々な被害を起こしている。直接的な被害ばかりでなく、除去費用など経済的負担も無視できない状況である。</p> <p>一度、進入してしまった外来種の防除は、多額の予算が伴うため、費用対効果から水際規制が最も重要であり、バラスト水の技術開発、条約の受け入れ体制、処理装置の開発程度の対応では手遅れである。</p> <p>従って、次の各項(総論、5. 海洋の総合的管理、6. 海洋に関する国際的強調、2. 海洋環境の保全等、9. 沿岸域の総合的管理)の部分に、外来生物に関する驚異と対策について、明記すべきである。</p>	ご指摘の、既に侵入してしまった外来生物に係る対策については、被害の状況、対策の実現性等を勘案し、必要に応じて平成19年11月に策定された「第三次生物多様性国家戦略」等に基づき、海域に限定することなく検討すべきものと考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
219			<p>新しい提案—— 海洋文化を創造する新事業構想（案） 「海洋基本計画（原案）」を精査し抜粋して、各分野に亘り「新しくスタートする調査、検討、施策、事業」の項目が見られ、我国として海洋国家の歴史と文化のデータベースが集約されていない事に憂いております。正に過去の歴史や世界の風潮を熟慮しながら、海洋文化を創造する新事業構想（案）をこのたび具申するものであります。</p> <p>そのような意識から昨年夏の総合海洋政策本部の発足を契機として、「海洋文化を創造する新事業構想（案）」を国家レベルで立ち上げる必要があると考え、後方支援としてその検討を進めてまいりました。その内容は次のとおりです。</p> <p>『海洋政策を推進するためには、国民合意の基礎となる海洋文化を先ずは創造する必要がある、このため緩やかに統制若しくは連携された国全体の文化創造活動、言い換えれば産官学等による文化的創造活動を興そうと考えるものです。このため、「海洋文化創造する新事業構想案（案）」としてナショナルセンター（英国の海洋全分野を総括する国立海洋博物館が存在する）として「国立海洋博物館・明治丸」（東京海洋大学越中島キャンパス）をテーマ館として新設し、この事業の推進中枢機能として「仮称・海洋文化創造機構」を設立します。他方、日本国内の既存博物館、展示船、研究所等の組織をネットワーク化して国民が何処からでも国民の目線から学術的な「海洋」に触れることを目的とします。日本の地域ごとに地域特性を生かした体験活動を行い、これらを通じ一般国民、特に青少年に学術的に、かつ体験的に「海洋」に触れ、海洋に対する認識を広め、深め、体験し、検証し、更には国内的に海を通じて、国民として連帯感を醸成し、国際的には四面の海を通じ、地球温暖化防止や環境破壊を視野に入れながら、世界に羽ばたく思考能力を培っていかうとする構想案です。』</p> <p>そこで、この事業を具現化するには、「仮称・国立海洋文化博物館・明治丸」を東京海洋大学越中島キャンパスに新設することを含み、同大学において関係者が集い、当構想案を機軸に、その実現に向けて活動しています。</p> <p>当構想案は現段階では全くの構想案であり、今後、ご関係者の総意を得て貴本部へご提案して頂き、更なるご指導のもとに具現化を図りたいと考えていたものです。</p> <p>海洋基本計画（原案）には、国民の意識を海洋へ向ける考えが推察されますが、このような施策を遂行するため国民の理解、基盤となる当該「海洋文化創造する新事業構想（案）」は、同原案に付加されるべき項目と考えます。</p>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、水族館をはじめとする自然系博物館等の博物館機能等を活かした取組を推進していくことは重要であり、この旨海洋基本計画において記述しています。</p> <p>このような取組を効果的・効率的に全国的に展開していくにあたっては、各地域の実情に応じて取組が行われていくことが最適と考えます。このため、全国各地に既に存在する水族館を含めた自然系博物館の取組を活かす形で取組むことが重要と考えます。</p>
220			<p>国際間の諸問題解決については、各所に「ルールに則り…解決する」などの論調が目立つものであります。この計画が公表されることを考えますと、国際関係はリアリズムに対応すべき問題であり、場合によれば実力を持って解決する含みの表現があっても良いのではなからうか。その方が将来に亘り日本の国益になると考えます。</p>	<p>国際間の問題は、国際ルールに則し解決を目指すべきものと考えています。</p>
221			<p>海洋調査等の情報管理は国益につながり、他方軍事的視野も加味しながら、「調査、適切な情報公開、保全、管理」など（南極観測船宗谷）の概念が示されるべきと考えます。</p>	<p>頂いたご意見の趣旨は、今後の海洋情報の一元的管理・提供の具体化の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
222			沿岸・離島の保全策として、将来の観光資源は重要課題です。人工的構築物（箱物創り）だけではなく、その風土の中での自然と人々の生活そのものが、観光資源となっていることは、現在の観光実態からみても推察できます。また脱工業化した先進国が文化大国、観光大国へのシフトを英断しており、我国もこの様な流れの中に存在していることは論じ得ない事実です。将来の日本は、技術、文化、観光、環境での立国と考え、「観光資源としての沿岸、離島の保全」の主張はより強調しても過言ではないと考えます。	ご指摘の内容については、第2部8(2)において「また、豊富な魚介類の提供、優れた海岸景観の保護・開発、漁業活動の体験、海洋レジャーの推進等沿岸地域における海洋資源をいかした地域活性化の取組を推進する。」と記述しているほか、第2部9(1)オ、第2部10(2)においても記述しています。
223	第2部 2	19	海洋資源の開発及び利用の推進等の事項と比べ、海洋環境の保全事項における計画目標の達成年次が具体的に記述されておらず、「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和」の観点からして、整合性が取られていない。 したがって、海洋環境の保全に係る事項についても計画目標の達成年次を具体的に記述すべきである。例えば、19頁10行目の「・・・漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握、回収・処理方法の確立を図る。また、大量に・・・」については、「・・・漂着ゴミの効率的・効果的な状況把握、回収・処理方法の確立を概ね平成20年度中に提示するとともに、陸域を含めた一体的な対策体系（ロードマップ）を平成21年度中にとりまとめ、公表する。また、大量に・・・」と修正する等、検討いただきたい。	本基本計画については、施策により調整先や調整事項が異なり、計画的に実施できるものとそうでないものがありますが、いずれにせよ、総論(3)において、「本基本計画については、海洋基本法に基づく計画の見直しが予定される5年後を見通して定める」と記述しており、海洋環境の保全等の施策についても、特段の期間の明示がない限り5年後を見通して記述しています。
224	第3部 2	42	国際社会における市民社会の重要性が高まる中で、42頁中段以降の記述である「国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベント・・・（中略）・・・海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。」云々は、国際社会の動向からして一方通行的な色彩が出てしまっている表現である。 したがって、ここでの「国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベント・・・（中略）・・・海洋への理解を深めるよう努めることが重要である。」については、「国民、NPO等は、海洋に関する会議やイベント・・・（中略）・・・海洋への理解を深めるよう努めると共に、海洋政策への積極的な提案活動が促進されるためNPO等への支援策を整えることが重要である。」と修正する等、検討いただきたい。	国民、NPO等に対する期待を記述する一方で、次パラグラフで「国民や他の関係者の意見の施策への反映に努める」旨記述しており、ご趣旨は反映されているものと考えます。
225			政策目標である「海洋における全人類の課題への先導的挑戦」を達成するため、とくに北西太平洋地域海又は太平洋海域における海洋環境の保全を促進していくための基金（NGO等の民間非営利団体による国際協力活動の財源的措置）を創設するか、ODAや地球環境基金の重点配分化などについて、本基本計画に記述していただきたい。	海洋環境の保全を促進していくために財源の確保が重要であることは認識していますが、個別具体的な財源確保の手法については、本基本計画に記述しないこととしています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
226	総論		<p>計画策定の前提となる認識を示した総論の(1)項において、地球科学的、歴史的視点に立って、計画のあるべき方向性を示したこと、とりわけ、「リオ宣言」および「アジェンダ21」によって世界の共通認識となった「持続可能な開発」に言及し、本計画作成の基本的な理念が、環境と調和した持続的な開発にあることを明瞭に示したことを高く評価する。しかしながら、本項は、地球環境に対する海洋のかかわりを強調することにとどまり、食料生産、景観、文化等にかかわる海洋のかかわりに関しては、比較的主張が弱い。こうした人間生活にかかわる海洋の機能、すなわち、生態系サービスを全体として強調することが望ましい。</p> <p>こうしたあるべき方向性に対して我が国の海洋政策の推進体制を論じた(2)項においては、従来の我が国の海洋政策が利用の視点のみに立った政策であり、海洋「場」を管理するという視点からの政策がなかったという真摯な反省に立ち、海洋が生態系サービスを含めた多面的な機能を持ち、さまざまな介入活動が輻輳する「場」であること、したがって、「場」の持つ容量を考慮して、管理・利用の政策を立案・決定していくことが不可欠であることを述べたことも、水圏生態系の持続的な利用のあり方を考える科学である水産学の立場からも大いに支持できる内容である。しかしながら、誤読を避けるために、場の管理の在り方については、さらに詳細な記述が必要であると考え。すなわち、具体的な政策内容の決定に関しては、行政がトップダウンで当事者間の資源配分を決定することが最善の策とはならない可能性について留意しなければならない。(原案)においては、第一部5、「海洋の総合管理」12ページ18行から22行に同様の記述がなされている。このような認識は、海洋基本計画の原則的な考え方であるべきであり、総論において明確に述べられるべき内容であるものと考え。たとえば、環境経済学では、共有地においては、当事者同士の交渉により生まれる資源配分が経済的効率上も優れているという、いわゆる「コースの定理」という考え方がある。我が国の水産分野においても、沿岸域の資源利用を巡る利用者間の紛争について、江戸時代から現代に至るまで、当事者間の話し合いで調整がなされている。このようなボトムアップ型の調整により、衡平な解決策が見出されるとともに、当事者同士が約束を遵守するインセンティブが生まれやすくなる利点は頻繁に指摘されている。調整の在り方に関する記述の加筆を望みたい。</p>	<p>総論の(1)は、(2)において我が国における現在の海洋政策推進体制構築にいたる経過を説明する前段として、我々と海洋との関わりについて、全世界的な歴史的経過を踏まえて記述しているものであり、なるべく枝葉を広げずに、流れを重視して記述しているものです。海洋管理における利用者間調整重視の姿勢については、むしろ基本理念として第1部の5で書くべきと考えております。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
227	総論		<p>(3) 項においては、資源利用にかかわる国際的な衡平の実現のために、国際的・先導的貢献を果たすべきことが述べられている。その見識を高く評価するとともに、前項で述べた、我が国の漁業制度のもつ先駆性（ボトムアップ型の調整による衡平の達成）と経験を生かす形で、世界に貢献すべきことを強調することを提案する。</p> <p>目標1においては、我が国が海洋に関する全人類課題の解決に積極的貢献をなすべきことが述べられている。この目標もまた妥当なものと評価できるが、その理由として、我が国の技術的・経済的優位性のみをあげているのは不十分である。海洋の適正な管理・利用は、科学技術・経済のみによって達成されるものではなく、文化・思想的な相互理解を前提として制度設計がなされるものであることを考えるならば、我が国が高度に海面を利用してきたという歴史的・文化的蓄積も極めて重要な要素であり、海面の利用特に漁業等における経験の蓄積についてもここに記述されるべきものと考えられる。</p> <p>目標2においては、海洋資源や空間利用に向けた基礎づくりをすべきことが述べられている。ここに述べられたように制度的な整備が必要であることは間違いない。しかし、開発に伴う環境保全対策や他産業への影響等も考慮すると、開発のための直接のコストに加えて、これらのコストをどのように負担するかを制度整備の中に含めて考慮していかなければならないことを明記すべきである。</p> <p>目標3においては、国民生活の安全・安心の実現のために、海運の安全の確保の必要が述べられている。確かに、海運は国民生活・経済活動を支える重要な機能を持っている。しかしながら、その反面、プラスチックや船底付着生物による生物多様性の攪乱や、環境汚染の原因にもなっている。海運に限らず、陸上運送、航空をふくめて、人や物の移動に伴う環境負荷・環境攪乱の問題は、現代・未来社会の重要な課題であり、反面、工学・生物学・経済学の英知を結集してその解決にあたることによって、新たなビジネスチャンスも生まれる。安心・安全の国民生活に関しては、産業の発達に伴う負の影響の解決に貢献することも重要であり、目標の事例として取り上げるべきものと考えられる。</p>	<p>目標1につきましては、海洋というフロンティアへ挑戦し、未解明な事象を解明することによって、人類の英知の創造等に貢献しようとする取組についてのものであり、必ずしも海洋管理のためといった特定目的を意図したものであることをご理解願います。目標2についてのご指摘ですが、「持続可能な利用に向け」との表現でそれらのコストの観点も含まれるものと考えます。また、バラスト水等の問題については、目標3ではなく、目標2の「利用に際し必要となる環境保全対策」の中に含まれるものと考えます。</p>
228	第1部 3		<p>「3. 科学的知見の充実」において、人文・社会科学も含めて多岐にわたる研究領域の集積の必要性が述べられたことについて、その見識の高さを評価するとともに、総論・目標2においてコストの問題に言及することと呼応する形で、「環境経済学・資源経済学等の人文・社会科学」のように具体的な内容を例示することによって、より明確に研究の方向性を示すことを提案する。</p>	<p>人文・社会科学を含めて多岐にわたる研究領域を結集して対応していくにあたり、様々な学問分野が関わるのが想定されることから、特定の例示を掲げることは適当でないと考えます。</p>
229	第1部 5		<p>すでに述べたように、「5. 海洋の総合管理」の項において、海洋利用が複数の利用者による立体的な利用であることに言及し、当事者間の話し合いによる調整に必要に言及したことは、極めて高く評価できる。さらに、これにかかわる記述を総論にも加えて、その必要をより強調することを期待する。</p>	<p>ご指摘の記述は、総論(2)の「「場」を管理する立場で政策を立案」という基本的な立場を踏まえた記述であり、このような総論と第1部の書き分けは妥当なものと考えています。</p>